

大手電話会社の料金が安くなると思ったら・・・



大手電話会社を名乗る事業者から電話がかかってきた。話を聞くと「今より料金が安くなりますよ！今までと同じように使えます。」と案内された。よく分からないが、少しでも安くなるのはありがたいと思い承諾した。後日知らない会社から光回線の契約書が届いた。

- 注意**
- ・内容はしっかり確認しましょう。
 - ・あいまいな返事をせず、必要なければきっぱりと断りましょう。

ポイント 光回線の契約は、契約書を受け取って8日以内であれば初期契約解除*ができます。

*解約料はかかりませんが、工事費や利用した通信サービス代、手数料は支払います。

突然の訪問で、断り切れずに契約してしまった！

羽毛布団の販売業者が訪ねてきた。高額な布団であったが、クリーニング無料のアフターサービスもあると勧められ断ることができず、契約しないと帰ってくれそうにない。仕方なく契約書にサインしてしまった。



- 注意**
- ・むやみにドアを開けないようにしましょう。
 - ・あいまいな返事をせず、必要なければきっぱりと断りましょう。

ポイント 訪問販売では、契約書を受け取って8日以内であれば、クーリング・オフ*ができます。

*8日以内に契約解除の通知を送付することで、無条件で契約を解除できます。

お試しのつもりが定期購入に！

テレビショッピングで、やせるサプリメントが初回のみ500円で購入できると宣伝している。500円なら試してみようと購入した。ところが翌月また商品が届き、8000円請求された。解約しようと電話をしたら「定期購入なので必ず5回購入してもらおう。解約はできない。」と言われた。



- 注意**
- ・通信販売にクーリング・オフ制度はありません。
 - ・申し込みをする前に、内容をよく確認しましょう。

ポイント 分かりにくい表示の場合は、交渉できる場合があります。

困ったときや不安になったら、早めに消費生活センターに相談しましょう